

仕 様 書

1 件名 令和7年度稚咲内砂丘林自然再生事業委託事業

2 目的

サロベツ湿原は、日本の代表的な泥炭地湿原の一つであり、また、低地における日本最大の高層湿原として国内外にその名が知られているが、近年、湿原の乾燥化やペンケ沼の埋塞、砂丘林帯湖沼群の水位低下等が見られるようになった。

自然再生推進法の施行等に伴い平成17年1月に上サロベツ自然再生協議会が設立され、平成18年2月に上サロベツ自然再生全体構想が作成された。

上サロベツ自然再生全体構想では、高層湿原、ペンケ沼、泥炭採掘跡地、砂丘林帯湖沼群の4区域において、自然再生目標を定めている。

北海道森林管理局では、砂丘林帯湖沼群の水位低下対策、砂丘林の修復及び保全を行うための稚咲内砂丘林自然再生事業実施計画を平成24年5月に策定した。

本事業は、稚咲内砂丘林自然再生事業実施計画を達成するために、下記の事業内容を実施するものである。

3 事業内容（別添1～4の図参照）

（1）既設堆雪柵の点検（湖沼#112、#116）

湖沼#112、#116の既設堆雪柵について、堆雪機能に支障がないか点検（傾斜状況、堆雪状況等）し、その結果を報告する。

（2）湖沼のモニタリング調査

湖沼水位調査（湖沼#112、#116、#119）

農地に隣接し、周囲からの影響が強いとされている湖沼の水位変化を評価するために、平成24年度より調査を継続している3箇所（湖沼#112、#116、#119）、2箇所（湖沼#112、#119）に大気圧計を設置して計測を継続し、データを記録する。また、豊富測候所（アメダス）の降水量のデータとも比較する。なお、本事業で使用する水位計及び大気圧計は北海道森林管理局に保管しているものを貸与する。

なお、水位計及び大気圧計の精度を高める必要があることから設置箇所の標高測量及びレベル測量を行い、適正に作動していることを確認するとともに、浮き沈みがみられる場合は標高移動が起きないように可能な措置を講じること。

（3）湖沼の現状を把握するための調査

①湖沼水位調査（湖沼#60、#67）

農地から遠く、周囲からの影響を受けにくいとされている湖沼の水位変動の現状を把握するために、平成24年度より調査を継続している2箇所（湖沼#60、#67）に水位計を設置して計測を継続し、データを記録する。また、豊富測候所（アメダス）の降水量のデータとも比較する。

②湖沼水質調査（湖沼#60、#67、#112、#119）

湖沼の水質に著しい変化が生じていないかを把握するために、4箇所（湖沼#60、#67、#112、#119）において、別添5の調査項目で、11月上旬までに水質調査を1回行う。

③幌延町の砂丘林帯湖沼群の状況調査

ア 湖沼水位調査（湖沼 #1022（南 1））

水位変動の現状を把握するために、平成 24 年度より調査を継続している 1 箇所（湖沼 #1022（南 1））に水位計を設置して計測を継続しデータを記録する。

イ 湖沼水質調査（湖沼 #1022）

別添 5 の調査項目で、11 月上旬までに水質調査を 1 回行う。

④エゾシカ食害影響調査等

エゾシカが稚咲内砂丘林の森林に与えている影響を把握するため、別添のとおり調査を行う（別添 調査手法参照）。また、自動撮影カメラを 8 台設置し、これまでの調査と比較できるように頭数、動向調査を行う。カメラについては、北海道森林管理局に保管しているものを貸与する。

⑤底生動物調査

稚咲内湖沼群（#60、#67、#112、#119）において、夏季及び秋季の 2 回、「平成 28 年度版河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」に基づき調査を行う。調査方法は、定量調査及び底生調査とし、調査結果は湖沼別に採取された生物の種類別個体数、湿重量が分かるように取りまとめるとともに、前回調査（H26 年度）との比較・考察を行うこと。

（4）ミズナラ植栽箇所の今後の林帯造成方法の検討等

令和 3 年に試験植栽したミズナラ植栽箇所（湖沼 #112 隣接）の現況を踏まえ、今後における水位低下抑制のための林帯造成方法の検討を行う。また、成長が良く保護管の高さを大きく超えているものは、取り外しを行うこと。ただし、取り外し後、自立しない植栽木はロープ等で支えを施し対策すること。

（5）事業実施計画書の更新に係る検討

稚咲内砂丘林自然再生事業の実施計画書については、策定後 13 年を経過していることから、これまでの事業結果を踏まえ、湖沼水位低下抑制のための新たな対策の必要性について検討・提案を行う。

（6）関連事業（上サロベツ自然再生協議会に関する支援事務）

「上サロベツ自然再生協議会」において、本事業の成果（途中経過を含む）を説明するために必要な資料の作成を行う。

（7）報告書の取りまとめ及び作成

上記（1）から（6）について取りまとめるとともに、調査データの分析・考察や過年度の調査データと比較できるものについては比較検討し、報告書を作成する。

（8）貸与した機材については、現地調査終了後に回収し返納すること。

4 北海道森林管理局が必要に応じて無償で貸与する物品

- （1）図面等（基本図、国有林野施業実施計画図、国有林森林計画位置図、森林調査簿データ）
- （2）平成 24～令和 6 年度の稚咲内砂丘林自然再生事業委託事業報告書及びその電子ファイル
- （3）稚咲内砂丘林自然再生事業実施計画書及びその電子ファイル

5 事業実施期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 10 日（火）まで

6 成果物の提出

(1) 成果物及び提出期限並びに提出場所

受託者は、下記(2)～(3)の仕様に基づき、①～③に定めるとおり提出するものとする。

①成果物

- ア 令和7年度稚咲内砂丘林自然再生委託事業報告書(簡易製本、A4判)5部
- イ CD-R(1枚)又は大容量転送システムによる送信(以下のイ-1～イ-4を含む)
 - イ-1 上記アの電子ファイル
 - イ-2 事業結果のデータ
 - イ-3 現地で撮影した画像データ
 - イ-4 事業により入手した参考文献(PDF)

②提出期限 令和8年3月10日(火)

③提出場所 北海道森林管理局 技術普及課

(2) 成果物作成に係る留意事項

成果物に絶滅危惧種等の詳細な位置情報を表記する必要がある場合については、事前に監督職員等と協議すること。

なお、成果物の作成に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)第6条第1項に基づき定められた「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成21年2月13日閣議決定)に適合した製品を使用すること。

(3) 電子データの仕様

- ① Microsoft社Windows10で表示可能なものとする。
- ② 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文書：ワープロソフト(Microsoft社Word2016以上)
 - ・表計算：表計算ソフト(Microsoft社Excel2016以上)
 - ・プレゼンテーション：プレゼンテーションソフト(Microsoft社Power Point2016以上)
 - ・画像：JPEG形式
- ③ 成果品の電子データをCD-Rで納品する場合は、事業名称等を格納ケース及びCD-Rに必ず付記すること。
- ④ 文字ポイント等、統一的な事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

なお、成果品納入後に、受託者側の責めによる不備が発見された場合には、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

7 著作権の扱い

- (1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権又は所有権(以下「著作権等」という。)は、北海道森林管理局が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受託者又は第三者権利を有する著作権等(以下「既存著作権等」という。)は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が該当既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

8 直接人件費に係る注意

受託者は、別添6「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に基づき、委託事業にかかる人件費を算出すること。併せて、直接作業時間を確認することができる書類等を整備すること。

9 その他

- (1) 本事業の実施に当たって関係法令等への申請が必要な場合には、受託者がその必要な手続を行うこと。
- (2) 本事業の実施に当たって国有林に隣接する農地等民有地の利用等が必要な場合には、受託者が土地所有者の承諾等を得て実施すること。
- (3) 稚咲内砂丘林自然再生事業実施計画書及びこれに関する過年度の調査報告書・パンフレットについては、北海道森林管理局のホームページの上サロベツ自然再生に掲載しているので、事業実施及び報告書取りまとめの参考とすること。
また、上サロベツ自然再生協議会に関しては、上サロベツ自然再生協議会のホームページに掲載されているので事業実施の参考とすること。

【北海道森林管理局 HP】

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/policy/conservation/kamisarobetu/kamisarobetu.html>

【上サロベツ自然再生協議会 HP】

<https://www.town.toyotomi.hokkaido.jp/section/nouseika/a7cug600000017b8.html>

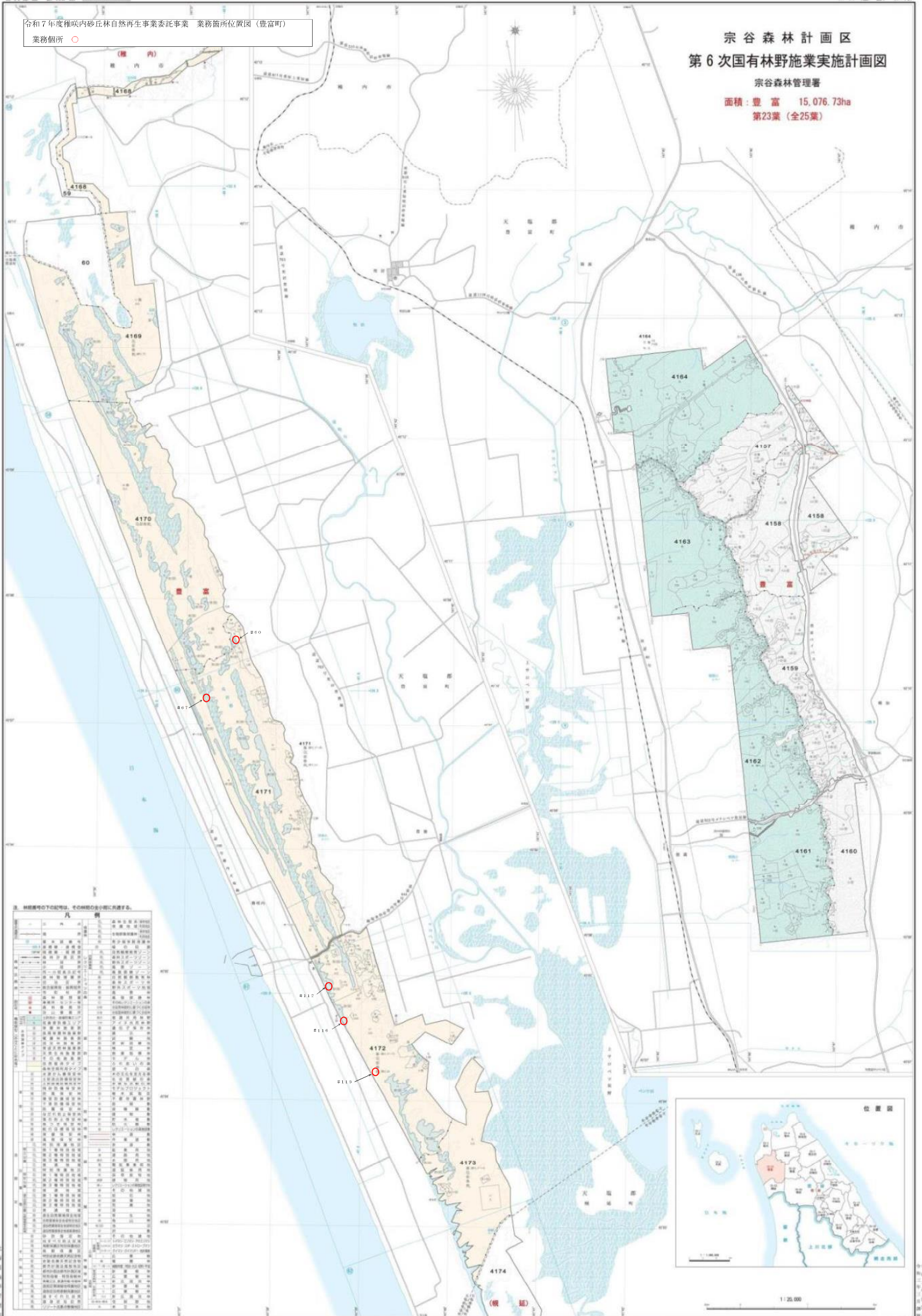
令和7年度稚内市砂丘林自然再生事業委託事業 業務箇所位置図 (豊富町)

業務箇所 ○

宗谷森林計画区 第6次国有林野施業実施計画図

宗谷森林管理署

面積: 豊富 15,076.73ha
第23葉 (全25葉)



林業関係の下の記載は、その林分がその下に該当する。

凡 例	注 記
1. 林分区分	1. 林分区分
2. 林分区分	2. 林分区分
3. 林分区分	3. 林分区分
4. 林分区分	4. 林分区分
5. 林分区分	5. 林分区分
6. 林分区分	6. 林分区分
7. 林分区分	7. 林分区分
8. 林分区分	8. 林分区分
9. 林分区分	9. 林分区分
10. 林分区分	10. 林分区分
11. 林分区分	11. 林分区分
12. 林分区分	12. 林分区分
13. 林分区分	13. 林分区分
14. 林分区分	14. 林分区分
15. 林分区分	15. 林分区分
16. 林分区分	16. 林分区分
17. 林分区分	17. 林分区分
18. 林分区分	18. 林分区分
19. 林分区分	19. 林分区分
20. 林分区分	20. 林分区分
21. 林分区分	21. 林分区分
22. 林分区分	22. 林分区分
23. 林分区分	23. 林分区分
24. 林分区分	24. 林分区分
25. 林分区分	25. 林分区分
26. 林分区分	26. 林分区分
27. 林分区分	27. 林分区分
28. 林分区分	28. 林分区分
29. 林分区分	29. 林分区分
30. 林分区分	30. 林分区分
31. 林分区分	31. 林分区分
32. 林分区分	32. 林分区分
33. 林分区分	33. 林分区分
34. 林分区分	34. 林分区分
35. 林分区分	35. 林分区分
36. 林分区分	36. 林分区分
37. 林分区分	37. 林分区分
38. 林分区分	38. 林分区分
39. 林分区分	39. 林分区分
40. 林分区分	40. 林分区分
41. 林分区分	41. 林分区分
42. 林分区分	42. 林分区分
43. 林分区分	43. 林分区分
44. 林分区分	44. 林分区分
45. 林分区分	45. 林分区分
46. 林分区分	46. 林分区分
47. 林分区分	47. 林分区分
48. 林分区分	48. 林分区分
49. 林分区分	49. 林分区分
50. 林分区分	50. 林分区分
51. 林分区分	51. 林分区分
52. 林分区分	52. 林分区分
53. 林分区分	53. 林分区分
54. 林分区分	54. 林分区分
55. 林分区分	55. 林分区分
56. 林分区分	56. 林分区分
57. 林分区分	57. 林分区分
58. 林分区分	58. 林分区分
59. 林分区分	59. 林分区分
60. 林分区分	60. 林分区分
61. 林分区分	61. 林分区分
62. 林分区分	62. 林分区分
63. 林分区分	63. 林分区分
64. 林分区分	64. 林分区分
65. 林分区分	65. 林分区分
66. 林分区分	66. 林分区分
67. 林分区分	67. 林分区分
68. 林分区分	68. 林分区分
69. 林分区分	69. 林分区分
70. 林分区分	70. 林分区分
71. 林分区分	71. 林分区分
72. 林分区分	72. 林分区分
73. 林分区分	73. 林分区分
74. 林分区分	74. 林分区分
75. 林分区分	75. 林分区分
76. 林分区分	76. 林分区分
77. 林分区分	77. 林分区分
78. 林分区分	78. 林分区分
79. 林分区分	79. 林分区分
80. 林分区分	80. 林分区分
81. 林分区分	81. 林分区分
82. 林分区分	82. 林分区分
83. 林分区分	83. 林分区分
84. 林分区分	84. 林分区分
85. 林分区分	85. 林分区分
86. 林分区分	86. 林分区分
87. 林分区分	87. 林分区分
88. 林分区分	88. 林分区分
89. 林分区分	89. 林分区分
90. 林分区分	90. 林分区分
91. 林分区分	91. 林分区分
92. 林分区分	92. 林分区分
93. 林分区分	93. 林分区分
94. 林分区分	94. 林分区分
95. 林分区分	95. 林分区分
96. 林分区分	96. 林分区分
97. 林分区分	97. 林分区分
98. 林分区分	98. 林分区分
99. 林分区分	99. 林分区分
100. 林分区分	100. 林分区分



業務箇所 ○

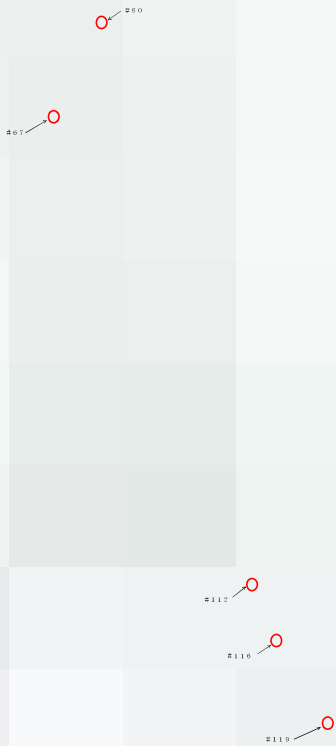
宗谷森林管理署

面積：幌 延 8,064.44ha
第25葉 (全25葉)

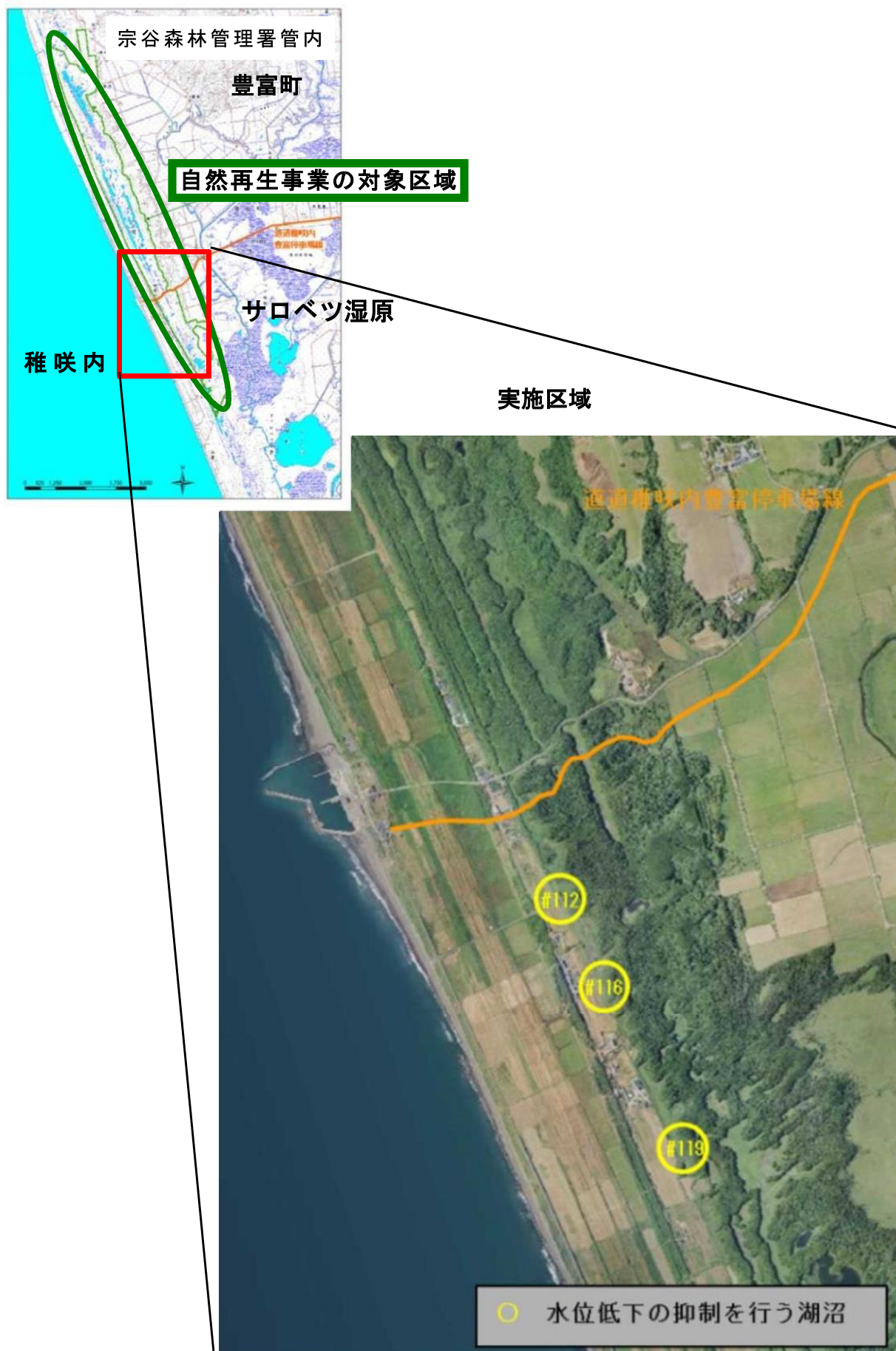
[illegible]

1:1,000,000

業務箇所 ○



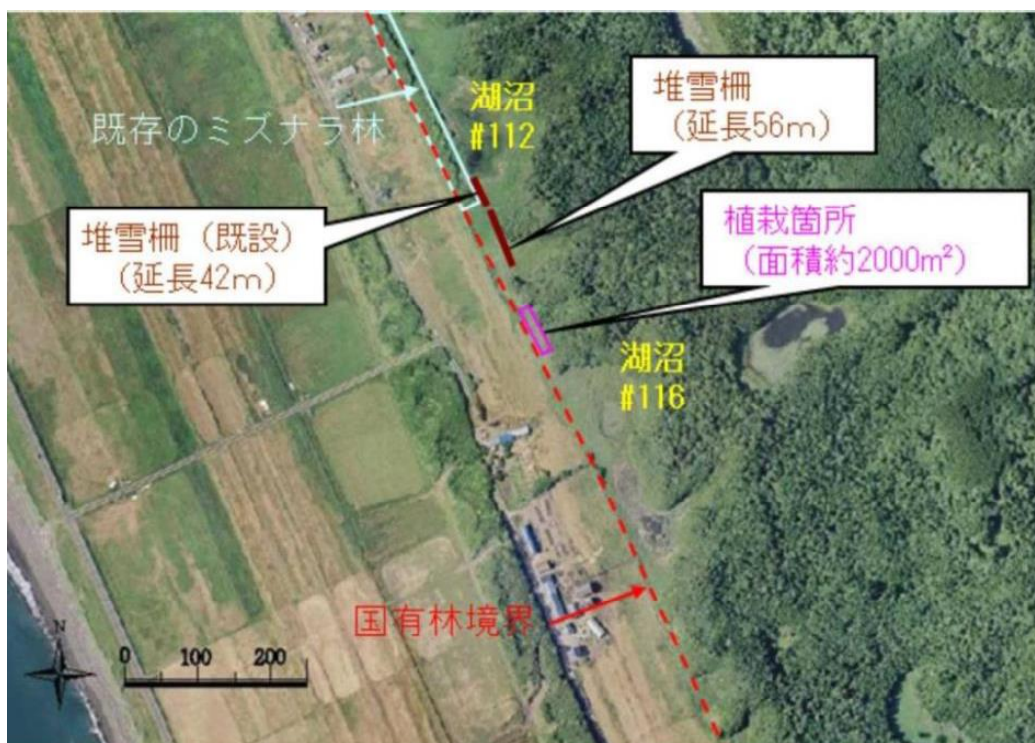
稚咲内砂丘林自然再生事業の対象区域及び実施区域



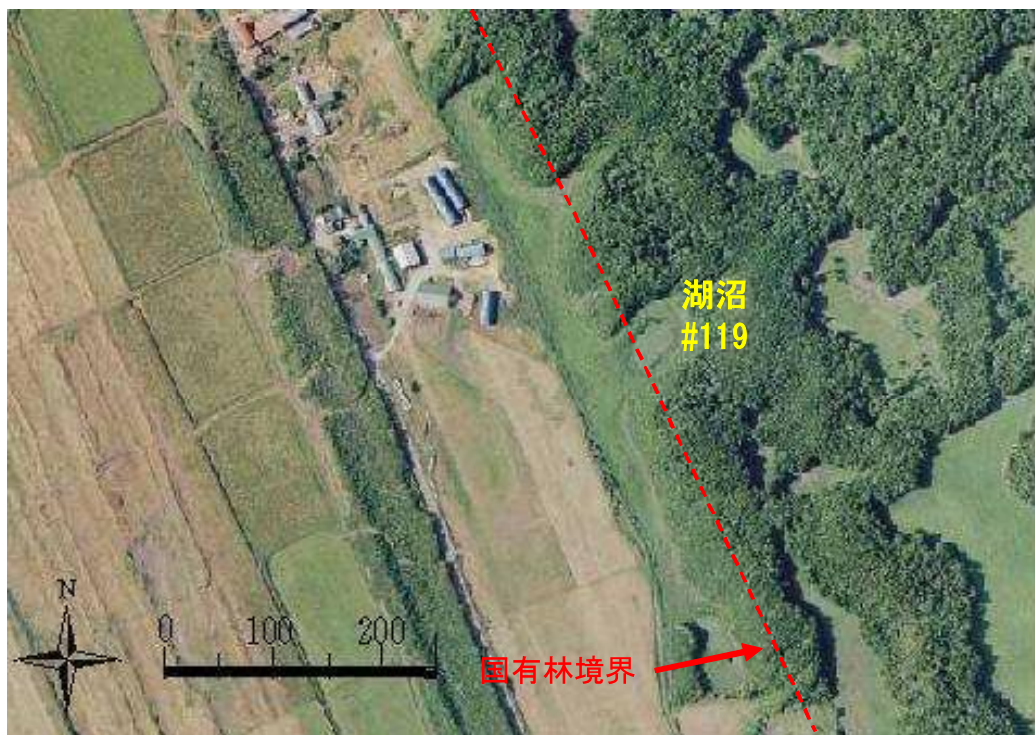


水位低下の抑制を行う湖沼の箇所図

湖沼 # 112 及び 116

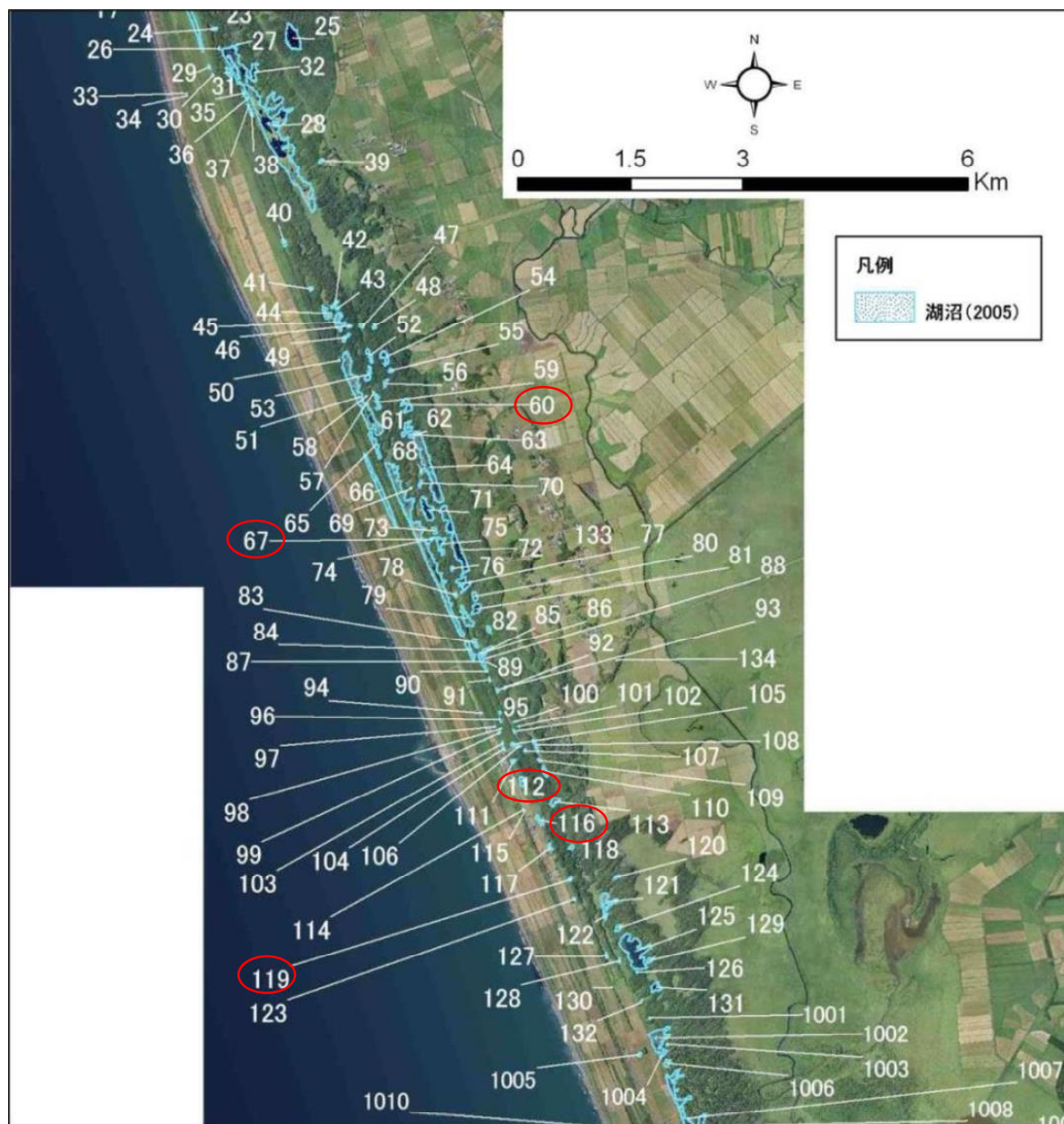


湖沼 # 119

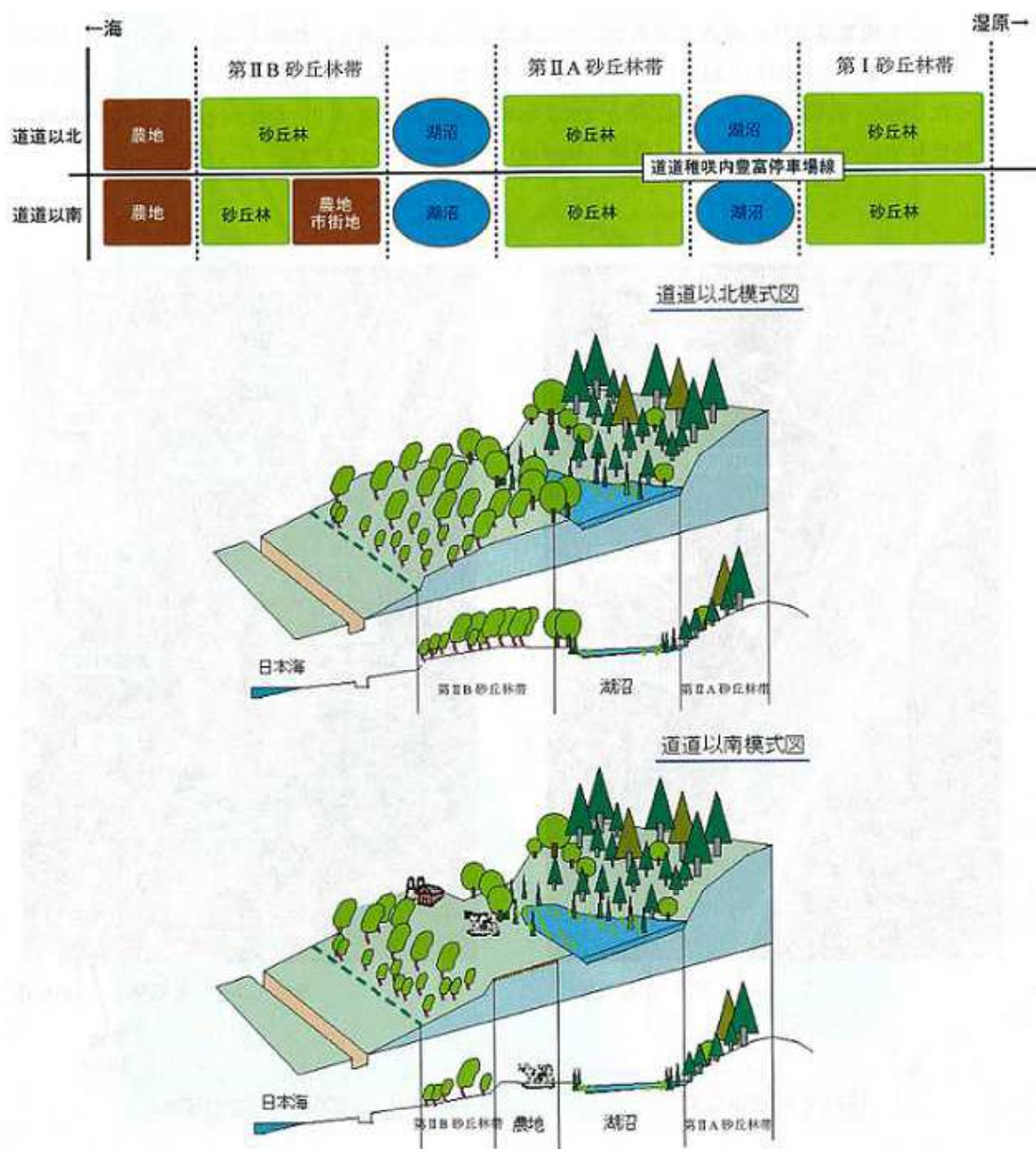


湖沼番号図

番号は湖沼番号を示す



砂丘林帯と湖沼群の配列模式図
(実施計画書より抜粋)



水質検査分析項目

分析項目	分析項目分析方法
水素イオン濃度 pH	JIS K 0102 12.1（ガラス電極法）
電気伝導率 EC	JIS K 0102 13（電気伝導度計法）
浮遊物質質量 SS	昭和46年12月環境庁告示第59号付表9（GFP法）
全窒素 T-N	JIS K 0102 45.2（紫外吸光光度法）
全磷 T-P	JIS K 0102 46.3.1（ペルオキシ二硫酸カリウム分解法）